介護予防支援契約書（兼重要事項説明書）

（契約の目的）

第１条　本契約は、志免町地域包括支援センター（以下「事業者」という。）が、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第８条の２第 16 項の規定により居宅要支援者等（要支援１・２の者及び事業対象者。以下「利用者」という。」の依頼を受けて、当該居宅要支援者等に対し、介護保険関係法令に従って、介護予防支援の提供を行うことを目的とする。

（契約期間）

第２条　本契約の期間は、令和　　年　　月　　日からとする。要支援認定者については、利用者の要支援認定の有効期間満了日までとし、契約期間満了の 14 日前までに利用者から契約満了の意思表示がなされない場合は、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。事業対象者については、事業対象者に該当しなくなった日までとする。

（業務の委託）

第３条　事業者は、法第 115 条の 23 第３項の規定により、介護予防支援に係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

（支援内容）

第４条　介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

（１）　介護予防サービス計画作成の支援

（２）　介護予防サービス計画実現のための連絡調整等

（３）　介護予防サービス計画のモニタリング及び評価

（４）　介護予防サービス計画変更の支援

（５）　その他要支援認定（変更）申請の支援

２　事業者は、介護予防サービス計画作成に際し、予め利用者に対して、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を行わなければならない。また、利用者は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定の理由の説明を求めることができる。

３　事業者は、予め利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めなければならない。

（介護予防支援に要した費用の支払い）

第５条　利用者が、事業者に支払うべき当該介護予防支援に要した費用は、次のとおりとする。

（１）　利用料金

介護予防支援に関する利用料金は、事業者が法等の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担は生じない。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は利用料金として別紙に定める金額を事業者に支払うものとする。この場合、事業者は、介護予防支援提供証明書及び領収書を利用者へ交付しなければならない。

また、利用者は当該提供証明書及び領収書を、福岡県介護保険広域連合の窓口に提示し、所定の手続きを経た場合は、金額の払い戻しを受けることができる。

（２）　交通費

利用者の居住地が事業者の「通常の事業の実施地域」以外の地域である場合、事業者は利用者に対して交通費の実費を請求できる。

（３）　その他の料金

事業者は、利用者に対し、要支援認定（変更）申請に係る必要書類の作成及び送付に要する費用の実費を請求できる。

（４）　利用料金の支払方法

利用者は、法定代理受領ができない場合の利用料金及び前号に掲げるその他の料金につき、事業者に対し支払うものとする。

（記録作成及び交付の義務等）

第６条　事業者は、利用者に係る介護予防支援の実施に関する記録を作成し、その完結の日から５年間当該記録を保管し、利用者又はその代理人の請求に応じ、当該記録を閲覧させ、又は当該記録の写しを交付するものとする。当該利用者に係る介護予防支援の実施にともない作成した当該記録以外の文書、その他の物件ついても同様とする。

（個人情報の保護）

第７条　事業者は、介護予防支援に係る業務を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際は、個人情報に関する法令（条例を含む。）を遵守するものとする。

２　事業者の介護予防支援業務に従事する者は、在職中及び退職後においても、当該介護予防支援に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

３　事業者は、介護予防支援に係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するときは、個人情報の保護に関して必要な措置を講じる。

４　事業者は、業務を実施する上で正当な理由がある場合は、当該個人情報を利用できる。

（１）　個人情報の利用期間は、介護予防に係るサービスの提供に必要な期間及び契約期間に準じる。

（２）　個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に係る目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に個人情報を漏らさない。

（３）　個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

５　個人情報の利用目的は次のとおりとする。

（１）　介護保険における要支援認定の申請、更新及び変更

（２）　利用者に関わる介護予防サービス計画を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供

（３）　医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）及びその他社会福祉団体等との連絡調整

（４）　利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合

（５）　行政の開催する評価会議等で必要な場合

（契約の終了）

第８条　本契約は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、本契約の有効期間の中途であっても、終了する。

（１）　利用者が、死亡した場合

（２）　要介護認定により当該利用者の心身の状態が「非該当」と判定され、法第 115 条の 45 第１号に定める介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者に該当しなくなった場合又は「要介護」と判定された場合

（３）　利用者が、志免町を転出した場合

（４）　利用者が、小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合

（契約の解約）

第９条　利用者は、本契約の有効期間の中途であっても、本契約を解約することができる。この場合は、利用者は事業者に対し、本契約の終了を希望する日の 14 日前までに通知する。ただし、利用者の病状の急変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、直ちに本契約を解約できる。

（利用者の解除権）

第 10 条　利用者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除できる。

（１）　事業者が、正当な理由なく、利用者に係る介護予防支援を実施しない場合

（２）　事業者又はその従業者が、故意又は重大な過失により利用者の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（３）　事業者又はその従業者が、第７条に定める個人情報の保護に違反した場合

（事業者の解除権）

第 11 条　事業者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除できる。

（１）　利用者が、介護予防支援に係る業務の実施に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項に関し、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（２）　利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはその従業者の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（相談及び苦情処理）

第 12 条　事業者は、介護予防支援の実施に関する利用者等からの相談及び苦情に対し、受付窓口を案内し、適切に対応する。

（事故発生時の対応）

第 13 条　事業者は、利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、保険者、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

２　事業者は、利用者に対する介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行う。

（協議事項）

第 14 条　本契約に定めのない事項に関して問題が生じた場合、事業者は法等の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議する。

本契約を証するため、本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ各自１通を所持する。

事業者は、利用者又はその家族等に対し、介護予防支援契約書（兼重要事項説明書）について説明し、利用者は当該介護予防支援の提供開始について同意します。

令和　　年　　月　　日

介護予防支援事業所
志免町地域包括支援センター　　志免町長　世　利　良　末　　㊞

（又は一部委託事業者名）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明者職名　＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

私（利用者及び利用者家族）は、事業者又は一部委託事業者から介護予防支援契約書（兼重要事項説明書）の説明を受け、介護予防支援の開始及び個人情報の使用等に同意します。

利用者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

利用者の　□家族又は代理人　□署名代行人　（該当するものに☑）

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞　　利用者との関係（　　）

重要事項説明書 別紙

① 事業所概要

事業所名称	志免町地域包括支援センター		
介護保険 事業所番号	４００４０００００１６	指定年月日	平成２４年４月１日
法　人　名	志免町	法人代表者	志免町長
事業所 所在地	〒８１１－２２９２ 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目１番１号		
連 絡 先	電話：０９２－９３５－１０４１（直通）　　ＦＡＸ：０９２－９３７－９８５９		
管理者氏名	高齢者包括支援係　係長		
営業日	月曜日～金曜日 （ただし、祝日及び １２月２９日～１月３日は休業）	営業時間	午前８時３０分～午後５時
職員体制	○管理者　　常勤１名 ○従業者　・保健師等　常勤３名（管理者含む）　・社会福祉士　常勤２名 ・主任介護支援専門員　常勤１名　・介護支援専門員　常勤６名 ※ 従事者人数は変動する場合があります		
通常の 事業実施地域	志免町		

② 利用料金

ケアプラン作成料金は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

しかし、保険料の滞納等がある場合は下記の利用料をお支払いいただきます。

利用料金（1 月につき）	① 介護予防計画作成料	４，４２０円
	② 初回加算	３，０００円
	③ 委託連携加算	３，０００円

③ 介護予防支援業務に関する相談･苦情窓口

【地域包括支援センターの窓口】 志免町地域包括支援センター	電話番号：０９２－９３５－１０４１（直通）
【市町村の窓口】 志免町役場福祉課	電話番号：０９２－９３５－１００１（代）
【その他の苦情受付窓口】 福岡県介護保険広域連合粕屋支部	所 在 地：福岡県糟屋郡久山町大字久原３１６８－１ 電話番号：０９２－６５２－３１１１
【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会	所在地：福岡市博多区吉塚本町１３番地４７ 電話番号：０９２－６４２－７８５９ 受付時間：９：００～１７：００

－－

令和　　年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

私は上記の事項について説明を受け、内容に同意しました。　　代筆＿＿＿＿＿＿＿＿　（続柄）＿＿＿